



2026年3月13日

各 位

会社名 スルガ銀行 株式会社  
代表者名 取締役社長 加藤 広亮  
(コード番号 8358 東証プライム)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
総合企画本部長 佐藤 富士夫  
(TEL 03-3279-5536)

## 当社が提起していた創業家ファミリー企業問題に関する 損害賠償請求訴訟の差戻審判決に関するお知らせ

当社は、2025年3月27日付け「当社が提起していた創業家ファミリー企業問題に関する損害賠償請求訴訟の控訴審判決に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、東京高等裁判所より、原判決を取り消し、事件が静岡地方裁判所に差し戻されたことを受け、差戻審における訴訟追行を継続しておりましたが、本日、静岡地方裁判所で判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 経緯

##### (1) 損害賠償請求訴訟の提起と判決

当社は、2018年12月27日、創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題について、旧取締役4名（その相続人に対するものもあります。）に対し、総額2,644,016,392円（訴えの一部取下げに伴う減縮後の金額。）の損害賠償請求訴訟を提起いたしました。なお、当該訴訟においては、当社株主（以下「参加原告」といいます。）から、当社の上記各被告に対する請求総額を4,762,008,000円とする株主代表訴訟としての共同訴訟参加の申立てがなされておりました。

この訴えに対しては、2024年4月25日に静岡地方裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する等の判決が言い渡されておりました。

※詳細は、2024年4月25日付け「当社が提起していた創業家ファミリー企業問題に関する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ」をご参照ください。

## (2) 控訴提起と控訴審判決

当社は、静岡地方裁判所の判決の全部を不服として、2024年5月8日に東京高等裁判所に控訴を提起いたしました。

その結果、2025年3月27日に東京高等裁判所より、原判決を取り消し、事件を静岡地方裁判所に差し戻す旨の控訴審判決が言い渡されました。

## (3) 差戻審判決

上記経緯を経て、当社は、静岡地方裁判所における差戻審の訴訟追行を継続し、本日、静岡地方裁判所において判決の言渡しがなされました。

## 2 判決の内容

旧取締役4名について、取締役としての任務違反を認め、以下の金額の請求が認容されました。

旧取締役の氏名	認容額
故岡野喜之助（相続人ら）	3,600,000,000円
岡野光喜	4,762,008,000円
故白井稔彦（相続人）	4,762,008,000円
望月和也	4,762,008,000円

(注1) 各責任原因別に責任が認められた複数の旧取締役の債務は、連帯債務になりますので、当社が各旧取締役から支払を受けることができる金額の合計は、上記認容額の合計ではなく、4,762,008,000円になります。

(注2) 上記認容額は、当社が定立した請求を参加原告が拡張した請求に基づく認容額です。

## 3 今後の対応等

今回の判決は、当社請求金額の全額について、当社の主張の正当性が認められたものと評価するとともに、創業家ファミリー企業問題に関する旧取締役の法的責任が明確になったと考えております。

今後は、被告である旧取締役らの動向等を踏まえつつ、適正な対応を検討して

まいります。

#### 4 その他

別訴のシェアハウスに係る融資問題に関する旧取締役等に対する損害賠償請求訴訟につきましては、旧取締役等からの控訴により東京高等裁判所に事件が係属しております。今後、開示すべき事項が発生した時は、速やかにお知らせいたします。

以上